

(別紙3)

和牛の信頼確保対策の事業細目及び具体的な手続き等について

実施要領第2の3の生産局長が別に定める各事業の細目及び具体的な手続き等は、次のとおりとする。

第1 事業の内容

事業実施主体が行う、次の取組に対する助成を行うものとする。

1 遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング体制の構築

遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング体制の構築を図るために行われるモニタリング調査の計画づくりのための検討会を開催する取組。

2 遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング調査の実施

1で策定した計画に基づいた遺伝子型の検査による親子判定の実施。

第2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、実施要綱別表の事業実施主体欄に掲げるとおりとする。

第3 事業の要件及び留意事項

事業の要件及び留意事項は、以下のとおりとする。

1 対象となる品種等

本事業の対象となる品種は、「家畜改良増殖法第32条の2第1項に基づき特定家畜人工授精用精液等を指定する告示」(令和2年農林水産省告示第1829号)に定める品種とする。また、黒毛和種については、全国域でモニタリング調査を行うこととする。

2 その他要件等

事業実施主体は、第1の2のモニタリング調査において親子判定に矛盾が確認された場合、当該牛を出荷した又は保有する農場が所在する都道府県へ速やかにその旨を報告すること。

第4 事業実施の手続

1 実施要領第3の1の事業実施計画(別記様式1号)に添付する様式は下表のとおりとし、事業実施計画とともに、各提出先の承認を受けるものとする。ただし、生産局長又は地方農政局長は、生産局長が別に定める公募要領により選出された者が、当該公募要領により策定した事業実施計画については、実施要綱第3の1の承認を受けたものとみなすことができる。

| 事業の種類                          | 添付する様式   |       | 提出先  |
|--------------------------------|----------|-------|------|
|                                | 共通       | 事業別   |      |
| (1) 遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング体制の構築 | 別紙3様式第1号 | 別添1-① | 生産局長 |

|                                |  |  |  |
|--------------------------------|--|--|--|
| (2) 遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング調査の実施 |  |  |  |
|--------------------------------|--|--|--|

- 2 本事業については、事業実施計画書が承認された月から行われる取組について補助の対象とする。

## 第5 事業実施状況の報告

- 1 実施要領第4の事業実施状況の報告（別記様式3号）に添付する様式は、別紙様式第1号に添付する様式に準じて作成し、事業実施年度の翌年度の4月末までに、第4の1の表の提出先に提出するものとする。なお、総括表等は、計画と実績が比較できるように、2段書きにする（上段に計画を括弧書きし、下段に実績を記入する）こととする。

## 第6 事業の評価等

- 1 事業実施計画における目標年度及び成果目標は、第4の1の事業実施計画に添付する様式において、取組の効果を定量的に評価できる客観的な指標を設定するものとする。
- 2 実施要綱第5の事業評価報告書（別記様式4号）に添付する様式は下表のとおりとし、提出期限までに、第4の1の表の提出先に提出するものとする。

| 事業の種類  | 添付する様式   |     | 提出期限             |
|--|----------|-----|------------------|
|  | 共通       | 事業別 |                  |
| (1) 遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング体制の構築<br>(2) 遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング調査の実施 | 別紙3様式第2号 |     | 事業実施年度の翌年度の4月末まで |

## 第7 助成

実施要領第6の事業ごとの助成対象となる経費は、別紙3－別表1に記載するとおりとする。

## 第8 不正行為に対する措置

生産局長は、事業実施主体が本事業の実施に関連して不正を行い、又はその疑いがあると認められた場合には、事業実施主体に対し、当該不正またはその疑いのある行為に関する事実関係及び発生原因の究明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講じるよう求めるものとする。

## 第9 その他

- 1 生産局長は、この要領に定めるもののほか、本事業の実施について、事業実施主体に対し、必要に応じ調査を行い、又は報告を求めることができるものとする。

2 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、必要に応じて農林水産省生産局畜産部畜産振興課長が別に定めるものとする。

別紙3－別表1

補助対象経費

| 費目  | 細目            | 内容                                  | 留意事項 |
|-----|---------------|-------------------------------------|------|
| 事業費 | サンプル取得・郵送・検査費 | 本事業を実施するために直接必要なサンプルの取得・郵送・検査に必要な経費 |      |

別紙3－様式第1号（共通）（第4の1関係）

令和〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書  
（和牛の信頼確保対策）

1 事業の種類

|  |
|--|
|  |
|--|

（注）実施要綱別表の「事業内容」を記載すること。

2 事業の目的（変更理由）

|  |
|--|
|  |
|--|

3 事業実施方針

|  |
|--|
|  |
|--|

（注）事業実施に当たっての基本的な方針、業務推進体制等を記載すること。

4 総括表

| 事業内容 | 事業費 | 負担区分  |        | 備考 |
|------|-----|-------|--------|----|
|      |     | 国庫補助金 | 事業実施主体 |    |
|      | 円   | 円     | 円      |    |

（注）事業内容欄は、実施要綱別紙の「事業内容」ごとに、実施する取組の内容を具体的に記載すること。

5 取組により期待される効果（成果目標）

| 成果目標     | 検証方法 | 事業実施効果 |
|----------|------|--------|
| 現状値：（年度） |      |        |
| 目標値：（年度） |      |        |

（注）1 成果目標の欄は、定量的な指標を設定すること。  
2 検証方法の欄は、目標値を具体的に検証する手法を記載すること。

6 事業実施予定期間

年 月 日 ～ 年 月 日

別添 1 - ①

令和〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書  
(和牛の信頼確保対策)

1 遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング体制の構築にかかる検討委員会の開催計画（又は実績）

| 時期 | 場所 | 参集範囲 | 内容 | 備考 |
|----|----|------|----|----|
|    |    |      |    |    |

2 遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング調査の実実施計画（又は実績）

| 時期 | 場所 | 検査頭数 | 検査結果 |      | 備考 |
|----|----|------|------|------|----|
|    |    |      | 矛盾なし | 矛盾あり |    |
|    |    |      |      |      |    |

遺伝子型の検査の実施機関名：

(注) 事業実施状況報告（別記様式 3 号）を提出する際は以下のとおり対応すること。

- ① 「計画」を「実績」に改めた上、1 及び 2 については、計画と実績が比較できるよう、2 段書きにする（上段に計画を括弧書きし、下段に実績を記入する）こと。

別紙3様式第2号（共通）（第6の2関係）

令和○年度畜産生産力・生産体制強化対策事業評価報告書  
（和牛の信頼確保対策）

1 事業の種類

|  |
|--|
|  |
|--|

（注）実施要綱別表の「事業内容」を記載すること。

2 事業の内容

|  |
|--|
|  |
|--|

3 事業実施期間

| 事業開始年月日 | 事業終了年月日 | 備考 |
|---------|---------|----|
| 年 月 日   | 年 月 日   |    |

4 成果目標の達成状況

| 成果目標     | 実績値 | 成果の達成状況 |
|----------|-----|---------|
| 現状値：（年度） |     |         |
| 目標値：（年度） |     |         |
| その他効果：   |     |         |
| 所 見：     |     |         |

- （注） 1 その他効果欄は、成果目標以外の事業効果等について記載する。  
2 所見欄は、本事業の総合的な評価等を記載する。また、達成状況が低い場合の改善方法等を記載する。